

《正誤表》

電気設備技術基準・解釈 平成 24/25 年版（東京電機大学編）

第 13 版 1 刷（2012 年 3 月 10 日）

第 13 版 2 刷（2012 年 6 月 20 日）

「電気設備技術基準の解釈」の『用語の定義』において、用語と説明の間にスペースがありません。お詫びして、訂正をいたします。

修正箇所については、本正誤表の次ページ以降の該当ページに“■”にて表示いたします。

《正誤の例》

- 【誤】 三 技術員設備の運転又は管理に必要な知識及び技能を有する者
【正】 三 技術員 設備の運転又は管理に必要な知識及び技能を有する者

《該当条文》

解釈・	第 1 条	(p.22 ~ 24)
	第 49 条	(p.109)
	第 58 条	(p.122 ~ 126)
	第 142 条	(p.223)
	第 201 条	(p.324)
	第 220 条	(p.343)

第1章 総則

第1節 通則

《用語の定義》

【省令第1条】

第1条 この解釈において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号による。

- 一 使用電圧（公称電圧）■ 電路を代表する線間電圧
- 二 最大使用電圧■ 次のいずれかの方法により求めた、通常の使用状態において電路に加わる最大の線間電圧
 - イ 使用電圧が、電気学会電気規格調査会標準規格 JEC-0222-2009「標準電圧」の「3.1 公称電圧が 1,000 V を超える電線路の公称電圧及び最高電圧」又は「3.2 公称電圧が 1,000 V 以下の電線路の公称電圧」に規定される公称電圧に等しい電路においては、使用電圧に、1-1 表に規定する係数を乗じた電圧

1-1 表

使用電圧の区分	係数
1,000V 以下	1.15
1,000V を超え 500,000V 未満	1.15 / 1.1
500,000V	1.05, 1.1 又は 1.2
1,000,000V	1.1

- ロ イに規定する以外の電路においては、電路の電源となる機器の定格電圧（電源となる機器が変圧器である場合は、当該変圧器の最大タップ電圧とし、電源が複数ある場合は、それらの電源の定格電圧のうち最大のもの）
- ハ 計算又は実績により、イ又はロの規定により求めた電圧を上回ることが想定される場合は、その想定される電圧
- 三 技術員■設備の運転又は管理に必要な知識及び技能を有する者
- 四 電気使用場所■電気を使用するための電気設備を施設した、1 の建物又は1 の単位をなす場所
- 五 需要場所■電気使用場所を含む1 の構内又はこれに準ずる区域であって、発電所、変電所及び開閉所以外のもの
- 六 変電所に準ずる場所■需要場所において高圧又は特別高圧の電気を受電し、変圧器その他の電気機械器具により電気を変成する場所
- 七 開閉所に準ずる場所■需要場所において高圧又は特別高圧の電気を受電し、開閉器その他の装置により電路の開閉をする場所であって、変電所に準ずる場所以外のもの

- 八 電車線等 ■電車線並びにこれと電氣的に接続するちょう架線、ブラケット及びスパン線
- 九 架空引込線 ■架空電線路の支持物から他の支持物を経ずに需要場所の取付け点に至る架空電線
- 十 引込線 ■架空引込線及び需要場所の造営物の側面等に施設する電線であつて、当該需要場所の引込口に至るもの
- 十一 屋内配線 ■屋内の電気使用場所において、固定して施設する電線（電気機械器具内の電線、管灯回路の配線、エックス線管回路の配線、第142条第七号に規定する接触電線、第181条第1項に規定する小勢力回路の電線、第182条に規定する出退表示灯回路の電線、第183条に規定する特別低電圧照明回路の電線及び電線路の電線を除く。）
- 十二 屋側配線 ■屋外の電気使用場所において、当該電気使用場所における電気の使用を目的として、造営物に固定して施設する電線（電気機械器具内の電線、管灯回路の配線、第142条第七号に規定する接触電線、第181条第1項に規定する小勢力回路の電線、第182条に規定する出退表示灯回路の電線及び電線路の電線を除く。）
- 十三 屋外配線 ■屋外の電気使用場所において、当該電気使用場所における電気の使用を目的として、固定して施設する電線（屋側配線、電気機械器具内の電線、管灯回路の配線、第142条第七号に規定する接触電線、第181条第1項に規定する小勢力回路の電線、第182条に規定する出退表示灯回路の電線及び電線路の電線を除く。）
- 十四 管灯回路 ■放電灯用安定器又は放電灯用変圧器から放電管までの回路
- 十五 弱電流電線 ■弱電流電気の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した電気導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体（第181条第1項に規定する小勢力回路の電線又は第182条に規定する出退表示灯回路の電線を含む。）
- 十六 弱電流電線等 ■弱電流電線及び光ファイバケーブル
- 十七 弱電流電線路等 ■弱電流電線路及び光ファイバケーブル線路
- 十八 多心型電線 ■絶縁物で被覆した導体と絶縁物で被覆していない導体とからなる電線
- 十九 ちょう架用線 ■ケーブルをちょう架する金属線
- 二十 複合ケーブル ■電線と弱電流電線とを束ねたものの上に保護被覆を施したケーブル
- 二十一 接近 ■一般的な接近している状態であつて、並行する場合を含み、交差する場合及び同一支持物に施設される場合を除くもの
- 二十二 工作物 ■人により加工された全ての物体
- 二十三 造営物 ■工作物のうち、土地に定着するものであつて、屋根及び柱又は壁を有するもの
- 二十四 建造物 ■造営物のうち、人が居住若しくは勤務し、又は頻繁に出

入り若しくは来集するもの

- 二十五 道路■公道又は私道（横断歩道橋を除く。）
- 二十六 水気のある場所■水を扱う場所若しくは雨露にさらされる場所その他水滴が飛散する場所，又は常時水が漏出し若しくは結露する場所
- 二十七 湿気が多い場所■水蒸気が充満する場所又は湿度が著しく高い場所
- 二十八 乾燥した場所■湿気が多い場所及び水気のある場所以外の場所
- 二十九 点検できない隠ぺい場所■天井ふところ，壁内又はコンクリート床内等，工作物を破壊しなければ電気設備に接近し，又は電気設備を点検できない場所
- 三十 点検できる隠ぺい場所■点検口がある天井裏，戸棚又は押入れ等，容易に電気設備に接近し，又は電気設備を点検できる隠ぺい場所
- 三十一 展開した場所■点検できない隠ぺい場所及び点検できる隠ぺい場所以外の場所
- 三十二 難燃性■炎を当てても燃え広がらない性質
- 三十三 自消性のある難燃性■難燃性であって，炎を除くと自然に消える性質
- 三十四 不燃性■難燃性のうち，炎を当てても燃えない性質
- 三十五 耐火性■不燃性のうち，炎により加熱された状態においても著しく変形又は破壊しない性質
- 三十六 接触防護措置■次のいずれかに適合するように施設することをいう。
イ 設備を，屋内にあつては床上2.3 m以上，屋外にあつては地表上2.5 m以上の高さに，かつ，人が通る場所から手を伸ばしても触れることのない範囲に施設すること。
ロ 設備に人が接近又は接触しないよう，さく，へい等を設け，又は設備を金属管に収める等の防護措置を施すこと。
- 三十七 簡易接触防護措置■次のいずれかに適合するように施設することをいう。
イ 設備を，屋内にあつては床上1.8 m以上，屋外にあつては地表上2 m以上の高さに，かつ，人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。
ロ 設備に人が接近又は接触しないよう，さく，へい等を設け，又は設備を金属管に収める等の防護措置を施すこと。

三十八 架渉線■架空電線，架空地線，ちょう架用線又は添架通信線等のもの

《適用除外》

【省令第3条】

第2条 鉄道営業法（明治33年法律第65号），軌道法（大正10年法律第76号）又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）が適用され又は準用される電気設備であつて，2-1表の左欄に掲げるものは，同表の右欄に掲げる規定を適用せず，鉄道営業法，軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによること。

第3章 電線路

第1節 電線路の通則

《電線路に係る用語の定義》

【省令第1条】

第49条 この解釈において用いる電線路に係る用語であつて、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。

- 一 想定最大張力■高温季及び低温季の別に、それぞれの季節において想定される最大張力。ただし、異常着雪時想定荷重の計算に用いる場合にあっては、気温0℃の状態であつて、架渉線に着雪荷重と着雪時風圧荷重との合成荷重が加わつた場合の張力
- 二 A種鉄筋コンクリート柱■基礎の強度計算を行わず、根入れ深さを第59条第2項に規定する値以上とすること等により施設する鉄筋コンクリート柱
- 三 B種鉄筋コンクリート柱■A種鉄筋コンクリート柱以外の鉄筋コンクリート柱
- 四 複合鉄筋コンクリート柱■鋼管と組み合わせた鉄筋コンクリート柱
- 五 A種鉄柱■基礎の強度計算を行わず、根入れ深さを第59条第3項に規定する値以上とすること等により施設する鉄柱
- 六 B種鉄柱■A種鉄柱以外の鉄柱
- 七 鋼板組立柱■鋼板を管状にして組み立てたものを柱体とする鉄柱
- 八 鋼管柱■鋼管を柱体とする鉄柱
- 九 第1次接近状態■架空電線が、他の工作物と接近する場合において、当該架空電線が他の工作物の上方又は側方において、水平距離で3m以上、かつ、架空電線路の支持物の地表上の高さに相当する距離以内に施設されることにより、架空電線路の電線の切断、支持物の倒壊等の際に、当該電線が他の工作物に接触するおそれがある状態
- 十 第2次接近状態■架空電線が他の工作物と接近する場合において、当該架空電線が他の工作物の上方又は側方において水平距離で3m未満に施設される状態
- 十一 接近状態■第1次接近状態及び第2次接近状態
- 十二 上部造営材■屋根、ひさし、物干し台その他の人が上部に乗るおそれがある造営材（手すり、さくその他の人が上部に乗るおそれのない部分を除く。）
- 十三 索道■索道の搬器を含み、索道用支柱を除くものとする。

《電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止》

【省令第27条の2】

第50条 発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設する電線路から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測

基

1

2

3

4

5

6

7

8

別

事

工

索

《架空電線路の強度検討に用いる荷重》

【省令第32条第1項】

第58条 架空電線路の強度検討に用いる荷重は、次の各号によること。

一 風圧荷重 ■ 架空電線路の構成材に加わる風圧による荷重であって、次の規定によるもの

イ 風圧荷重の種類は、次によること。

(イ) 甲種風圧荷重 ■ 58-1表に規定する構成材の垂直投影面に加わる圧力を基礎として計算したもの、又は風速40 m/s以上を想定した風洞実験に基づく値より計算したもの

(ロ) 乙種風圧荷重 ■ 架渉線の周囲に厚さ6 mm、比重0.9の氷雪が付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.5倍を基礎として計算したもの

(ハ) 丙種風圧荷重 ■ 甲種風圧荷重の0.5倍を基礎として計算したもの

(ニ) 着雪時風圧荷重 ■ 架渉線の周囲に比重0.6の雪が同心円状に付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.3倍を基礎として計算したもの

58-1表

風圧を受けるものの区分		構成材の垂直投影面に加わる圧力		
支持物	木柱	780Pa		
	鉄筋コンクリート柱	丸形のもの	780Pa	
		その他のもの	1,180Pa	
	鉄柱	丸形のもの	780Pa	
		三角形又はひし形のもの	1,860Pa	
		鋼管により構成される四角形のもの	1,470Pa	
		その他のもの	腹材が前後面で重なる場合	2,160Pa
			その他の場合	2,350Pa
	鉄塔	単柱	丸形のもの	780Pa
			六角形又は八角形のもの	1,470Pa
鋼管により構成されるもの（単柱を除く。）		1,670Pa		
その他のもの（腕金類を含む。）		2,840Pa		
架渉線	多導体（構成する電線が2条ごとに水平に配列され、かつ、当該電線相互間の距離が電線の外径の20倍以下のものに限る。以下この条において同じ。）を構成する電線	880Pa		
	その他のもの	980Pa		
がいし装置（特別高圧電線路用のものに限る。）		1,370Pa		
腕金類（木柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄柱（丸形のものに限る。）に取り付けるものであって、特別高圧電線路用のものに限る。）		単一材として使用する場合	1,570Pa	
		その他の場合	2,160Pa	

ロ 風圧荷重の適用区分は、58-2表によること。ただし、異常着雪時

想定荷重の計算においては、同表にかかわらず着雪時風圧荷重を適用すること。

58-2 表

季節	地方		適用する風圧荷重
高温季	全ての地方		甲種風圧荷重
低温季	氷雪の多い地方	海岸地その他の低温季に最大風圧を生じる地方	甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重のいずれか大きいもの
		上記以外の地方	乙種風圧荷重
	氷雪の多い地方以外の地方		丙種風圧荷重

ハ 人家が多く連なっている場所に施設される架空電線の構成材のうち、次に掲げるものの風圧荷重については、ロの規定にかかわらず甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重に代えて丙種風圧荷重を適用することができる。

(イ) 低圧又は高圧の架空電線の支持物及び架渉線

(ロ) 使用電圧が 35,000 V 以下の特別高圧架空電線路であって、電線に特別高圧絶縁電線又はケーブルを使用するものの支持物、架渉線並びに特別高圧架空電線を支持するがいし装置及び腕金類

ニ 風圧荷重は、58-3 表に規定するものに加わるものとする。

58-3 表

支持物の形状	方向	風圧荷重が加わる物
単柱形状	電線路に直角	支持物、架渉線及びがいし装置
	電線路に平行	支持物、がいし装置及び腕金類
その他の形状	電線路に直角	支持物のその方向における前面結構、架渉線及びがいし装置
	電線路に平行	支持物のその方向における前面結構及びがいし装置

二 垂直荷重 ■ 垂直方向に作用する荷重であって、58-4 表に示すもの

三 水平横荷重 ■ 電線路に直角の方向に作用する荷重であって、58-4 表に示すもの

四 水平縦荷重 ■ 電線路の方向に作用する荷重であって、58-4 表に示すもの

五 常時想定荷重 ■ 架渉線の切断を考慮しない場合の荷重であって、風圧が電線路に直角の方向に加わる場合と電線路に平行な方向に加わる場合とについて、それぞれ 58-4 表に示す組合せによる荷重が同時に加わるものとして荷重を計算し、各部材について、その部材に大きい応力を生じさせる方の荷重

六 異常時想定荷重 ■ 架渉線の切断を考慮する場合の荷重であって、風圧が電線路に直角の方向に加わる場合と電線路に平行な方向に加わる場合

とについて、それぞれ58-4表に示す組合せによる荷重が同時に加わるものとして荷重を計算し、各部材について、その部材に大きい応力を生じさせる方の荷重

- 七 異常着雪時想定荷重 ■ 降雪の多い地域における着雪を考慮した荷重であって、風圧が電線路に直角の方向に加わる場合と電線路に平行な方向に加わる場合とについて、それぞれ58-4表に示す組み合わせによる荷重が同時に加わるものとして荷重を計算し、各部材について、その部材に大きい応力を生じさせる方の荷重

58-4表

荷重の種類	風圧の方向	垂直荷重						水平横荷重			水平縦荷重			
		架渉線重量	がいし装置重量	支持物部材重量※1	垂直角度荷重※2	支線荷重※3	被氷荷重※4	着雪荷重	風圧荷重	水平角度荷重	ねじり力荷重	風圧荷重	不平均張力荷重	ねじり力荷重
常時想定荷重	電線路に直角	○	○	○	○	○	○		○	○	○※5		○※6	○※5
	電線路に平行	○	○	○	○	○	○			○	○※5	○	○※6	○※5
異常時想定荷重	電線路に直角	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○
	電線路に平行	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
異常着雪時想定荷重	電線路に直角	○	○	○	○			○	○	○	○※5		○	○※5
	電線路に平行	○	○	○	○			○		○	○※5	○	○	○※5

※1：鉄筋コンクリート柱については、腕金類を含む。

※2：電線路に著しい垂直角度がある場合に限る。

※3：鉄筋コンクリート柱又は鉄柱で支線を用いる場合に限る。

※4：乙種風圧荷重を用いる場合に限る。

※5：引留め型又は耐張型の鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔において、架渉線の配置が対称でない場合に限る。

※6：引留め型、耐張型又は補強型の鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔の場合に限る。

(備考) ○は、該当することを示す。

八 垂直角度荷重 ■ 架渉線の想定最大張力の垂直分力により生じる荷重

九 水平角度荷重 ■ 電線路に水平角度がある場合において、架渉線の想定最大張力の水平分力により生じる荷重

十 支線荷重 ■ 支線の張力の垂直分力により生じる荷重

- 十一 被氷荷重 ■ 架渉線の周囲に厚さ6mm、比重0.9の氷雪が付着したときの氷雪の重量による荷重
- 十二 着雪荷重 ■ 架渉線の周囲に比重0.6の雪が同心円状に付着したときの雪の重量による荷重
- 十三 不平均張力荷重 ■ 想定荷重の種類に応じ、次の規定によるもの
- イ 常時想定荷重における不平均張力荷重は、全架渉線につき各架渉線の想定最大張力に、次に掲げる値を乗じたものの水平縦分力による荷重とすること。
- (イ) 支持物が引留め型の場合は、1
- (ロ) 支持物が耐張型の場合は、1/3
- (ハ) 支持物が補強型の場合は、1/6
- ロ 異常時想定荷重における不平均張力荷重は、次により計算した、架渉線が切断した場合に生じる不平均張力の水平縦分力による荷重とすること。
- (イ) 切断を想定する架渉線の数、次によること。
- (1) 架渉電線の相（回線ごとの相をいう。以下この号において同じ。）の総数が12以下である場合は、1相（鉄塔が引留め型以外で、電線が多導体である場合は、1相のうち2条）
- (2) 架渉電線の相の総数が12を超える場合（(3)に規定する場合を除く。）は、回線を異にする2相（鉄塔が引留め型以外で、電線が多導体である場合は、1相ごとに2条）
- (3) 架渉電線が縦に9相以上並び、かつ、横に2相並んでいる場合は、縦に並んだ9相以上のうち、上部6相からの1相（鉄塔が引留め型以外で、電線が多導体である場合は、1相のうち2条）及びその他の相からの1相（鉄塔が引留め型以外で、電線が多導体である場合は、1相のうち2条）
- (4) 架空地線の1条。ただし、電線と同時に切断しないものとする。
- (ロ) 切断を想定する架渉線は、各部材に生じる応力が最大になるものとする。
- (ハ) 架渉線が切断した場合に生じる不平均張力の大きさは、当該架渉線の想定最大張力に等しい値（架渉線の取付け方法により、架渉線が切断したときにその支持点が移動し、又は架渉線が支持点でしゅう動する場合は、想定最大張力の0.6倍の値）とすること。
- ハ 異常着雪時想定荷重における不平均張力荷重は、全架渉線につき各架渉線の想定最大張力に、次に掲げる値を乗じたものの水平縦分力による荷重とすること。
- (イ) 耐張がいし装置を使用する鉄塔にあつては、0.1
- (ロ) 懸垂がいし装置を使用する鉄塔にあつては、0.03

十四 ねじり力荷重■想定荷重の種類に応じ、次の規定によるもの

イ 常時想定荷重及び異常着雪時荷重におけるねじり力荷重は、支持物における架渉線の配置が対称でない場合に生じるものとする。

ロ 異常時想定荷重におけるねじり力荷重は、前号ロ(イ)及び(ロ)に規定するように架渉線が切断した場合に生じるものとする。

2 常時想定荷重において、支持物における架渉線の配置が対称でない場合は、58-4表の荷重のほか、垂直偏心荷重をも加算すること。

3 異常着雪時想定荷重の計算における想定着雪厚さは、当該地域及びその周辺地域における過去の着雪量（当該地域及びその周辺地域において着雪実績が少ない場合は、気象観測データの活用その他の適切と認められる方法により推定した着雪量）を考慮し、さらに当該地域の地形等を十分考慮した上、適切に定めたものであること。ただし、電線に有効な難着雪対策を施す場合は、その効果を考慮して着雪量を低減することができる。

《架空電線路の支持物の強度等》

【省令第32条第1項】

第59条 架空電線路の支持物として使用する木柱は、次の各号に適合するものであること。

一 わん曲に対する破壊強度を59-1表に規定する値とし、電線路に直角な方向に作用する風圧荷重に、架空電線路の使用電圧に応じ59-2表に規定する安全率を乗じた荷重に耐える強度を有すること。

59-1 表

木柱の種類	破壊強度 (N/mm ²)
杉	39
ひのき、ひば及びびくり	44
とど松及びえぞ松	42
米松	55
その他	上に準ずる値

59-2 表

使用電圧の区分	風圧荷重に対する安全率
低圧	1.2
高圧	1.3
特別高圧	1.5

二 高圧又は特別高圧の架空電線路の支持物として使用するものの太さは、末口で直径12cm以上であること。

2 架空電線路の支持物として使用するA種鉄筋コンクリート柱は、次の各号に適合するものであること。

一 架空電線路の使用電圧及び柱の種類に応じ、59-3表に規定する荷重に耐える強度を有すること。

第5章 電気使用場所の施設及び小出力発電設備

第1節 電気使用場所の施設及び小出力発電設備の通則

《電気使用場所の施設及び小出力発電設備に係る用語の定義》 【省令第1条】

第142条 この解釈において用いる電気使用場所の施設に係る用語であつて、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。

- 一 低圧幹線 ■ 第147条の規定により施設した開閉器又は変電所に準ずる場所に施設した低圧開閉器を起点とする、電気使用場所に施設する低圧の電路であつて、当該電路に、電気機械器具（配線器具を除く。以下この条において同じ。）に至る低圧電路であつて過電流遮断器を施設するものを接続するもの
- 二 低圧分岐回路 ■ 低圧幹線から分岐して電気機械器具に至る低圧電路
- 三 低圧配線 ■ 低圧の屋内配線、屋側配線及び屋外配線
- 四 屋内電線 ■ 屋内に施設する電線路の電線及び屋内配線
- 五 電球線 ■ 電気使用場所に施設する電線のうち、造営物に固定しない白熱電灯に至るものであつて、造営物に固定しないものをいい、電気機械器具内の電線を除く。
- 六 移動電線 ■ 電気使用場所に施設する電線のうち、造営物に固定しないものをいい、電球線及び電気機械器具内の電線を除く。
- 七 接触電線 ■ 電線に接触してしゅう動する集電装置を介して、移動起重機、オートクリーナその他の移動して使用する電気機械器具に電気の供給を行うための電線
- 八 防湿コード ■ 外部編組に防湿剤を施したゴムコード
- 九 電気使用機械器具 ■ 電気を使用する電気機械器具をいい、発電機、変圧器、蓄電池その他これに類するものを除く。
- 十 家庭用電気機械器具 ■ 小型電動機、電熱器、ラジオ受信機、電気スタンド、電気用品安全法の適用を受ける装飾用電灯器具その他の電気機械器具であつて、主として住宅その他これに類する場所で使用するものをいい、白熱電灯及び放電灯を除く。
- 十一 配線器具 ■ 開閉器、遮断器、接続器その他これらに類する器具
- 十二 白熱電灯 ■ 白熱電球を使用する電灯のうち、電気スタンド、携帯灯及び電気用品安全法の適用を受ける装飾用電灯器具以外のもの
- 十三 放電灯 ■ 放電管、放電灯用安定器、放電灯用変圧器及び放電管の点灯に必要な附属品並びに管灯回路の配線をいい、電気スタンドその他これに類する放電灯器具を除く。

《電路の対地電圧の制限》 【省令第15条,第56条第1項,第59条,第63条第1項,第64条】

第143条 住宅の屋内電路（電気機械器具内の電路を除く。以下この項におい

基

1

2

3

4

5

6

7

8

別

事

工

索

第6章 電気鉄道等

《電気鉄道等に係る用語の定義》

【省令第1条】

第201条 この解釈において用いる電気鉄道等に係る用語であつて、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。

- 一 架空方式 ■ 支持物等で支持すること、又はトンネル、坑道その他これらに類する場所内の上面に施設することにより、電車線を線路の上方に施設する方式
- 二 架空電車線 ■ 架空方式により施設する電車線
- 三 架空電車線等 ■ 架空方式により施設する電車線並びにこれと電氣的に接続するちょう架線、ブラケット及びスパン線
- 四 き電線 ■ 発電所又は変電所から他の発電所又は変電所を経ないで電車線に至る電線
- 五 き電線路 ■ き電線及びこれを支持し、又は保蔵する工作物
- 六 帰線 ■ 架空単線式又はサードレール式電気鉄道のレール及びそのレールに接続する電線
- 七 レール近接部分 ■ 帰線用レール並びにレール間及びレールの外側30 cm 以内の部分
- 八 地中管路 ■ 地中電線路、地中弱電流電線路、地中光ファイバケーブル線路、地中に施設する水管及びガス管その他これらに類するもの並びにこれらに附属する地中箱等をいう。

《電波障害の防止》

【省令第42条第1項】

第202条 電車線路は、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす電波を発生するおそれがある場合には、これを防止するように施設すること。

- 2 前項の場合において、電車線路から発生する電波の許容限度は、次の各号により測定したとき、各回の測定値の最大値の平均値（第一号の規定によることが困難な場合にあっては、任意の地点において測定し、次の図の横軸に示す離隔距離に応じ、それぞれ同図の縦軸に示す値で補正した値）が、300 kHz から3,000 kHz までの周波数帯において準せん頭値で36.5 dB 以下であること。
 - 一 電車線の直下から電車線と直角の方向に10 m 離れた地点において測定すること。
 - 二 妨害波測定器のわく型空中線の中心の面を電車線路に平行に保って6回以上測定すること。

第8章 分散型電源の系統連系設備

《分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義》

【省令第1条】

第220条 この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であつて、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。

- 一 発電設備等 ■ 発電設備又は電力貯蔵装置であつて、常用電源の停電時又は電圧低下発生時にのみ使用する非常予備電源以外のもの
- 二 分散型電源 ■ 一般電気事業者及び卸電気事業者以外の者が設置する発電設備等であつて、一般電気事業者が運用する電力系統に連系するもの
- 三 解列 ■ 電力系統から切り離すこと。
- 四 逆潮流 ■ 分散型電源設置者の構内から、一般電気事業者が運用する電力系統側へ向かう有効電力の流れ
- 五 単独運転 ■ 分散型電源を連系している電力系統が事故等によって系統電源と切り離された状態において、当該分散型電源が発電を継続し、線路負荷に有効電力を供給している状態
- 六 逆充電 ■ 分散型電源を連系している電力系統が事故等によって系統電源と切り離された状態において、分散型電源のみが、連系している電力系統を加圧し、かつ、当該電力系統へ有効電力を供給していない状態
- 七 自立運転 ■ 分散型電源が、連系している電力系統から解列された状態において、当該分散型電源設置者の構内負荷にのみ電力を供給している状態
- 八 線路無電圧確認装置 ■ 電線路の電圧の有無を確認するための装置
- 九 転送遮断装置 ■ 遮断器の遮断信号を通信回線で伝送し、別の構内に設置された遮断器を動作させる装置
- 十 受動的方式の単独運転検出装置 ■ 単独運転移行時に生じる電圧位相又は周波数等の変化により、単独運転状態を検出する装置
- 十一 能動的方式の単独運転検出装置 ■ 分散型電源の有効電力出力又は無効電力出力等に平時から変動を与えておき、単独運転移行時に当該変動に起因して生じる周波数等の変化により、単独運転状態を検出する装置
- 十二 スポットネットワーク受電方式 ■ 2以上の特別高圧配電線（スポットネットワーク配電線）で受電し、各回線に設置した受電変圧器を介して2次側電路をネットワーク母線で並列接続した受電方式
- 十三 二次励磁制御巻線形誘導発電機 ■ 二次巻線の交流励磁電流を周波数制御することにより可変速運転を行う巻線形誘導発電機

《直流出防止変圧器の施設》

【省令第16条】

第221条 逆変換装置を用いて分散型電源を電力系統に連系する場合は、逆変換装置から直流が電力系統へ流出することを防止するために、受電点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除く。）を施設すること。ただし、次の各号に適合する場合は、この限りでない。

基

1

2

3

4

5

6

7

8

別

事

工

索